

官報

号外

平成二十一年三月十三日

○第七十一回 衆議院会議録 第十四号

平成二十一年三月十三日(金曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議
議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

議長(河野洋平君) この際、内閣提出、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国土交通大臣金子一義君。

(国務大臣金子一義君登壇)

○国務大臣(金子一義君) 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

平成二十年五月に閣議決定をした道路特定財源等に関する基本方針に基づき、道路特定財源制度を廃止し平成二十一年度から一般財源化するため、道路整備費の財源の特例措置を廃止する等の措置を講ずる必要があります。

このような趣旨から、このたび、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備費に充当する措置を廃止することとしております。

第二に、地方道路整備臨時交付金の制度を廃止することとしております。

第三に、揮発油税の収入の一部について、地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定の歳入に組み入れるものとする措置を廃止することとしております。

その他、これに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。森本哲生君。

(森本哲生君登壇)

○森本哲生君 民主党の森本哲生でございます。冒頭から私ごとで恐縮でございますが、二人兄弟の弟が帰らぬ人となって、きょうで十日を迎えます。国政を案じておりました弟にとつて、兄の私が今このような大事な使命をいただいたことを大変喜んでくれていると思います。きょうの登壇は、そういった意味で生涯忘れ得ぬものになります。その機会をお与えいただいた先輩各位に、心より感謝を申し上げます。(拍手)

それでは、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま提案のありました道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案について質問をいたします。

道路特定財源制度は、道路が未整備な時代に創設された制度であり、戦後の日本の経済復興に大きな役割を果たしてまいりました。そのことについては、私自身、大いに評価をさせていただいているところであります。

しかしながら、我が国の経済構造や国民のライフスタイルは既に大きく変化をし、とりわけ、昨今の経済状況を見ると、行政に求められる資源

配分のあり方は大きく変容し、もはや、道路だけを聖域化すべき時代ではなくなったと言えます。

また、道路特定財源は中央政府の権力の構造の根幹となっており、民主党は、道路特定財源を一般財源化すべきであり、同時に、道路整備のために上乗せして国民の皆さんに負担をしていただいている暫定税率は廃止しなければならないとかねてより主張し、関連法案を提出してまいりました。

しかし、そんな中、昨年の通常国会において、命がけで阻止をした私どもを振り切って再議決を強行してまで暫定税率の復活を果たした政府・与党の行動は、いまだ記憶に新しいところであります。政府・与党のこのような強硬な対応は、決して評価できるものではありません。

しかしながら、このことによつて、国民の皆様が税のあり方に疑問を感じ、事業の優先順位を真剣に考える機会を持っていたことは、議会制民主主義をより高めたものと評価をいたしております。

そして、特定財源制度と暫定税率を問題視する世論を受けて、福田前政権は、平成二十一年度に一般財源化すると表明し、麻生内閣も、表面的には制度改革に取り組み姿勢をとりました。今般の法案提出も、その一環であると受けとめていきます。

しかし、政府・与党が進める道路特定財源の一般財源化は、国民の皆さんの思いとは異なる、粉飾、まやかしであり、名ばかりの改革と断じざるを得ないのであります。

今回、政府・与党は、道路特定財源を一般財源化したと主張していますが、その内容は、特別会計への直入をやめる、地方道路整備臨時交付金を廃止して地域活力基盤創造交付金を創設しようとするものであります。

一般財源とは、財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものであります。つまり、収入面、支出面の両面においても色がつかず、何の制約もないのが一般財源であります。

なお、この交付金を交付する上で、新たに法律を要する事項がないことから、交付金としての法律上の規定を設けていないところでございます。

次に、暫定税率を維持する理由についてお尋ねがございました。

については今後の税制抜本改革時に検討することとし、それまでの間、まず第一点は、地球温暖化問題への国際的な取り組み、二は、地方の道路整備の必要性、第三点として、国、地方の厳しい財政状況等を踏まえて現行の税率水準を維持することとしたところであります。

なお、お尋ねの福田前総理の昨年二月の答弁は、揮発油税等について完全に一般財源化した場合は、その使途が制度的に道路整備に特定されていることに着目した上で、それをもって暫定税率の御負担をお願いすることは困難になるという状況認識を述べられたものと考えております。

その上で、福田前総理は、二十一年度から一般財源化という方針のもと、例えば環境問題への国際的な取り組みといった観点を踏まえ、現行の税率水準の維持が必要との考え方をその後繰り返し述べておられるところでございます。

次に、一般財源化する前と後の課税根拠についてお尋ねがございました。

これまで、揮発油税等の暫定税率については、その使途が制度的に道路整備に特定されていることを前提とした道路整備の必要性の観点も含めて、その必要性を御説明してきたところでございます。

今般の道路特定財源の一般財源化に伴う暫定税率分も含めた税率のあり方については今後の税制抜本改革時に検討することとし、それまでの間、地球温暖化への国際的な取り組み、地方の道路整備の必要性、国、地方の厳しい財政状況等を踏まえて現行の税率水準を維持することとしたところでございます。

最後に、内閣官房長官としてお答えを申し上げます。

サブプライムローン問題に端を発する昨年秋季以降の百年に一度の世界同時不況とも言われる景気後退の中で、我が国においても、労働者の雇用環境は、正規、非正規を通じて厳しさが増しつつあると認識をいたしております。

かに守り日本経済をいかに回復させるかが重要であり、麻生内閣としては、政局ではなく、政策を遂行するとの姿勢で一貫として臨んでいるところであります。

政府としては、平成二十年度の第一次補正予算、第二次補正予算、平成二十一年度予算と、いわゆる三段ロケットを、約七十五兆円規模の経済対策として打ち出しております。関連法案等も含めて速やかな御審議を賜るとともに、この迅速な執行に邁進していく所存でございます。

日本経済は今や経済有事ともいふべき事態に直面していると認識をいたしております。党派を超えて、国民の英知を結集して、この難局を打開していかなければならないと考えておるところでございます。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣金子一義君登壇)

○国務大臣(金子一義君) 冒頭に、森本先生、亡くなられました弟様の件で、心から改めてお悔やみを申し上げます。

また、河村財務大臣臨時代理と一部重なるところがあることをお許しいただきたいと思います。道路特定財源の一般財源化についてお尋ねがありました。

道路特定財源の一般財源化とは、揮発油税等の歳入を道路整備に使うという義務づけをやめてしまふ、この意味で、二十一年度から道路特定財源はすべて一般財源化であります。

この一般財源化に際しましては、地域活力基盤創造交付金、使途につきましては、地方の御要望も踏まえて与党で御議論いただいた結果、道路を中心としつつ、道路以外の関連するインフラ整備、ソフト事業にも使えるよう、使い勝手をよくするものとしたものであります。これは地方公共団体からも評価されているところであります。

なお、歳出予算におきましては、その支出先が特定されているのが通常でありまして、交付金の使途を定めたことをもって一般財源化に反するものではありません。

地域活力基盤創造交付金を国交省の所管とした理由と法律措置をしなかつた理由についてお尋ねがありました。

地域活力基盤創造交付金は、道路を中心に、関連する他のインフラ整備やソフト事業も含めて対象としておりまして、公共事業を主目的とする交付金であります。その担当として、公共事業の大宗を所管する国土交通省が適当とされたところであります。行政の効率性の観点からも、主目的の事業を所管する国土交通省において一元的に執行をすることが適当であります。

また、交付金は、必ずしも新たな法律の制定を必要とするものではありません。地域活力基盤創造交付金は、道路法など既存の法令の範囲内で交付するため、交付金を交付する上で新たに法律を要する事項がないことから、法律に規定することとしないところであります。

一般財源化後の暫定税率について、一般財源化する前と後の課税根拠についてお尋ねがありました。

これにつきましては、財務大臣河村代理が答弁したとおりであります。

これまでの道路行政の責任についてお尋ねがありました。

道路事業の実施に当たりましては、その時点で活用可能な最新のデータに基づき、客観的かつ厳格な事業評価を行うことによりまして、地域にとつて必要な道路整備を進めることが重要であると認識しております。

こうしたことから、事業を進めるに当たっては、地域の要望を踏まえて、社会経済の変化などに対して適切に事業を見直していくなど柔軟に対応していくとともに、御批判にこたえるため、道路関係業務の執行のあり方改革本部最終報告書を着実に実施することが、道路行政を預かる者としての責務であると思っております。

交通需要推計及び評価手法の見直しは、平成二十一年度の道路予算にどのように反映されたのかとお尋ねがございました。

高規格幹線道路及び直轄国道のすべてについて、新たな交通需要推計及び評価手法に基づく費用対便益の、B、C、Dでございますが、点検を年度内に行う予定であります。

点検の結果、仮に、B、C、D、費用対便益が以下となる場合には、当初予算を留保し、速やかに再評価を行うため、平成二十一年度予算には評価結果が反映されることとなります。

スマートインターチェンジについてお尋ねがありました。

さきの通常国会では、暫定二車線区間にスマートインターチェンジを設置する場合には、付加車線の整備も同時に行うことを前提に説明してまいりました。森本先生御指摘の点であります。より効率的に整備を進める観点から、今後は、スマートインターチェンジとあわせて付加車線整備は行わないということにしております。

平成二十一年度の整備箇所はまだ決定しておりませんが、実施段階でコスト削減に十分留意しながら進めることといたしております。

道路行政改革についてお尋ねがございました。多岐にわたる道路行政のニーズに的確に対応するためには、国と地方の適切な役割分担のもとで施策を推進することが必要であります。

このため、国土交通省におきまして、地方分権改革推進要綱に基づきまして、直轄国道の移管について各都道府県等と個別に協議を進めるなど、地方分権の取り組みを行っておるところであります。

また、道路関係公益法人の改革については、昨年四月の道路関係業務の執行のあり方改革本部最終報告書を踏まえまして、道路関係公益法人に対する契約方式の適正化、法人の業務、組織形態の見直し等の改革を実施しているところであります。

今後とも、国民の理解を得ながら、さまざまなニーズに対応して道路行政を推進するために、国民の意見の反映や意思決定の透明性を確保しつつ、道路行政の改革に積極的に取り組んでまいりたいと覚悟をいたします。

民主党の高速道路の無料化についてお尋ねがございました。

民主党が御提案されていきます高速道路の無料化については、首都高速、阪神高速を除いても、年間料金収入約二・一兆円が失われます。高速道路の債務の償還、維持管理に充てるかわりの財源が不明であります。現在建設中の箇所も含めて、建設を中止するのか。すべて税金で建設しなければならぬこととなります。

また、すべて税金で払うということになりますと、高速道路を使わない方あるいは高速道路のない地域の方にも負担を求めることになり、不公平という問題も出てまいりと思っております。

今回の料金引き下げは、限られた国の予算の中で、政策目的に合わせて最大限効果を発揮させる内容としたものでありまして、休日の乗用車は地方部で上限千円とするなど、対象を絞って引き下げを実現しております。

この料金の引き下げは、高速道路の債務四十兆円を高速道路利用者の負担で民営化後四十五年間で返済するとし、民営化スキームを変更することなく実現するものであります。

以上であります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十四分散会

出席国務大臣

国土交通大臣 金子 一義君
財務大臣臨時代理 河村 建夫君
国務大臣 金子 恭之君

出席副大臣

国土交通副大臣 金子 恭之君

議長の報告

○議長(河野洋平君) (理事補欠選任)

一、去る十一日、外務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 伊藤 渉君 (理事上田勇君去る平成二十年十二月二十六日委員辞任につきその補欠)

一、昨十二日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

安全保障委員会

理事 松本 剛明君 (理事渡辺周君去る平成二十年十二月二十六日委員辞任につきその補欠)

決算行政監視委員会

理事 武藤 容治君 (理事渡辺喜美君去る一月十三日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

柳本 卓治君 補欠 健田忠兵衛君

国土交通委員

原田 憲治君 補欠 馬渡 龍治君

長安 豊君 補欠 田名部匡代君

亀井 静香君 補欠 下地 幹郎君

馬渡 龍治君 補欠 原田 憲治君

田名部匡代君 補欠 長安 豊君

下地 幹郎君 補欠 亀井 静香君

議院運営委員

辞任

あかま二郎君 補欠 浮島 敏男君

あかま二郎君 補欠 浮島 敏男君

浮島 敏男君 補欠 あかま二郎君

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

あかま二郎君 補欠 浮島 敏男君

あかま二郎君 補欠 浮島 敏男君

浮島 敏男君 補欠 あかま二郎君

あかま二郎君 補欠 浮島 敏男君

浮島 敏男君 補欠 あかま二郎君

あかま二郎君 補欠 浮島 敏男君

浮島 敏男君 補欠 あかま二郎君

あかま二郎君 補欠 浮島 敏男君

浮島 敏男君 補欠 あかま二郎君

あかま二郎君 補欠 浮島 敏男君

浮島 敏男君 補欠 あかま二郎君

あかま二郎君 補欠 浮島 敏男君

浮島 敏男君 補欠 あかま二郎君

外務委員

赤澤 亮正君 補欠 山本ともひろ君

篠田 陽介君 補欠 山内 康一君

松浪 健太君 補欠 萩原 誠司君

高木美智代君 補欠 伊藤 渉君

浮島 敏男君 補欠 あかま二郎君

萩原 誠司君 補欠 松浪 健太君

山内 康一君 補欠 篠田 陽介君

山本ともひろ君 補欠 赤澤 亮正君

伊藤 渉君 補欠 高木美智代君

法務委員

辞任

柳本 卓治君 補欠 山本ともひろ君

山本ともひろ君 補欠 柳本 卓治君

外務委員

辞任

篠田 陽介君 補欠 安井潤一郎君

柴山 昌彦君 補欠 杉田 元司君

山口 泰明君 補欠 橋本 岳君

杉田 元司君 補欠 山本ともひろ君

橋本 岳君 補欠 山本ともひろ君

安井潤一郎君 補欠 山本ともひろ君

文部科学委員

辞任

和山 隆志君 補欠 内山 晃君

内山 晃君 補欠 和山 隆志君

厚生労働委員

辞任

谷畑 孝君 補欠 宮下 一郎君

林 潤君 補欠 浮島 敏男君

福島 豊君 補欠 赤羽 一嘉君

浮島 敏男君 補欠 宮下 一郎君

宮下 一郎君 補欠 赤羽 一嘉君

赤羽 一嘉君 補欠 浮島 敏男君

経済産業委員

辞任

片山さつき君 補欠 小野 次郎君

木挽 司君 補欠 鈴木 馨祐君

近藤三津枝君 補欠 杉田 元司君

谷畑 孝君 補欠 高木 毅君

下条 みつ君 補欠 逢坂 誠二君

農林水産委員

牧 義夫君 補欠 松本 大輔君

小野 次郎君 補欠 片山さつき君

杉田 元司君 補欠 近藤三津枝君

鈴木 馨祐君 補欠 木挽 司君

高木 毅君 補欠 谷畑 孝君

逢坂 誠二君 補欠 下条 みつ君

松本 大輔君 補欠 牧 義夫君

国土交通委員

辞任

江崎 鐵磨君 補欠 佐藤 鍊君

石川 知裕君 補欠 北神 圭朗君

小宮山泰子君 補欠 市村浩一郎君

長安 豊君 補欠 田名部匡代君

亀井 静香君 補欠 下地 幹郎君

北神 圭朗君 補欠 階 猛君

佐藤 鍊君 補欠 江崎 鐵磨君

市村浩一郎君 補欠 小宮山泰子君

階 猛君 補欠 石川 知裕君

田名部匡代君 補欠 長安 豊君

下地 幹郎君 補欠 亀井 静香君

一、昨十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

田嶋 要君 補欠 松野 頼久君

松野 頼久君 補欠 田嶋 要君

農林水産委員

辞任

小野 次郎君 補欠 安井潤一郎君

木原 稔君 補欠 若宮 健嗣君

丹羽 秀樹君 補欠 西本 勝子君

仲野 博子君 補欠 村井 宗明君

西本 勝子君 補欠 丹羽 秀樹君

安井潤一郎君 補欠 小野 次郎君

若宮 健嗣君 補欠 木原 稔君

村井 宗明君 補欠 仲野 博子君

安全保障委員

辞任

山崎 拓君 補欠 亀井善太郎君

亀井善太郎君 補欠 山崎 拓君

決算行政監視委員

辞任

補欠

坂井 学君 馬渡 龍治君
棚橋 泰文君 猪口 邦子君
猪口 邦子君 棚橋 泰文君
馬渡 龍治君 坂井 学君

(議案提出)

一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

著作権法の一部を改正する法律案

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

クラスター等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

消費者権利院法案(枝野幸男君外二名提出)

消費者団体訴訟法案(小宮山洋子君外二名提出)

(議案付託)

一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号) 法務委員会 付託

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第一八号) 文部科学委員会 付託

雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(細川律夫君外六名提出、衆法第五号)

求職者等に対する能力開発の支援及び解雇等による離職者の医療保険に係る経済的負担の軽減のための緊急措置に関する法律案(大島敦君外七名提出、衆法第六号)

内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案(細川律夫君外七名提出、衆法第七号)

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

以上四件 厚生労働委員会 付託

一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律案(内閣提出第二八号)

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案(内閣提出第二九号)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

以上三件 農林水産委員会 付託

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号) 国土交通委員会 付託

一、昨十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号) 外務委員会 付託

(調査要求承認)

一、法務委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、裁判所の司法行政に関する事項

二、法務行政及び検察行政に関する事項

三、国内治安に関する事項

四、人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

議長報告

平成二十一年三月十日

法務委員長 山本 幸三

衆議院議長 河野 洋平殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十一日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国際情勢に関する事項

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十一年三月十一日

衆議院議長 河野 洋平殿

外務委員長 河野 太郎

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文部科学行政の基本施策に関する事項

二、生涯学習に関する事項

三、学校教育に関する事項

四、科学技術及び学術の振興に関する事項

五、科学技術の研究開発に関する事項

六、文化、スポーツ振興及び青少年に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十一年三月十一日

文部科学委員長 岩屋 毅

衆議院議長 河野 洋平殿

一、調査する事項

一、経済産業の基本施策に関する事項

二、資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する事項

三、特許に関する事項

四、中小企業に関する事項

五、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

六、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

経済産業の実情を調査し、その発展に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十一年三月十一日

衆議院議長 河野 洋平殿

経済産業委員長 東 順治

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十二日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国の安全保障に関する事項

二、調査の目的

国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

平成二十一年三月十二日

安全保障委員長 今津 寛

衆議院議長 河野 洋平殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、歳入歳出の実況に関する事項

二、国有財産の増減及び現況に関する事項

三、政府関係機関の経理に関する事項

四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項

五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

六、行政監視に関する事項

二、調査の目的

決算の適正を期し、行政監視の機能を果たすため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

平成二十一年三月十二日

決算行政監視委員長 川端 達夫

衆議院議長 河野 洋平殿

(質問書提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ロシア側からの出入国カード提出要求に対する外務省の対応等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一九八〇年三月当時の在ソ連日本国大使館にお

ける大使館員の行動に係る内規等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

事務担当の内閣官房副長官の適性に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

核兵器問題等に関する質問主意書(辻元清美君提出)

政府による外国債の購入及び保有等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省職員による公務出張に際してのマイレージ取得の自粛に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

月額約八百三十六万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧建物及び大使公邸に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

パキスタンの核兵器開発を主導した科学者に対する我が国企業との核資機材輸出に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

平成二十一年二月十一日に開催された日韓外相会談における竹島問題の取り扱いについての外務省の説明に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

我が国が抱える二つの領土問題に対する政府の取組が著しく異なる理由に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員滝実君提出急激に悪化する景気を改善するための景気対策の規模に関する質問に対する答弁書

衆議院議員渡辺周君提出日本漢字能力検定協会に対する文部科学省の立入検査及び指導監督に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河村たかし君提出交通捜査用覆面パトカーに関する質問に対する答弁書

衆議院議員河村たかし君提出パトカーに装備される車載ビデオカメラに関する質問に対する答

衆議院議員岩田哲人君提出高速道路無料化についての試算隠しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る説明等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十一年二月十一日に開催された日韓外相会談における竹島問題の取り扱いについての外務省の説明に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える二つの領土問題に対する政府の取組が著しく異なる理由に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高井美穂君提出拡大教科書の普及に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岩田哲人君提出日本海を中心とする海洋漂着ごみ対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出韓国二〇〇八年度版国防白書における竹島の記述についての政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出二月二十二日の「竹島の日」と同日に島根県で行われた竹島は日本領ではない旨主張する著書の出版記念講演会に係る政府の認識等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十一年二月二十八日から三月一日にかけて行われた日中外相会談に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出社会保障審議会少子化対策特別部会第一次報告に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出派遣労働者に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出内閣総理大臣に関する質問に対する答弁書

平成二十一年二月二十七日提出

質問 第一六三号

急激に悪化する景気を改善するための景気対策の規模に関する質問主意書

提出者 滝 実

急激に悪化する景気を改善するための景気対策の規模に関する質問主意書

内閣府が二月十六日に発表した二〇〇八年十月十二月期のGDP速報値は実質で前期比三・三%減、年率換算で十二・七%減となった。もしも二〇〇九年一・三月期も前期比で三・三%の減少が続けば二〇〇八年度の実質経済成長率はマイナス三%となる。二〇〇九年度も同様、もしくはそれより更に低い経済成長率になるのではないかと、民間のシンクタンクは予想している。この急激な景気悪化を食い止めるための景気対策について質問する。

一 内閣府は平成二十年度第二次補正予算全体のGDP押し上げ効果は一%、そのうち定額給付金の押し上げ効果は〇・一五%と発表している。これだけでは現在の急激な景気悪化を防ぐには不十分であるが、どう考えているのか。

二 今年一月十六日に内閣府で発表された「経済財政の中長期方針と一〇年度展望」では二〇〇九年度の実質成長率は〇%であるとしている。しかし、民間調査機関が発表している経済予測には、二〇〇九年度の実質成長率は三・六%台のマイナスとの見方が多い。なかでも二月二十四日に日本経済新聞に発表された日本経済研究センターの予測はマイナス三・七%である。政府の〇%成長予測は楽観的すぎるのではないか。

三 もしも、二〇〇九年度の実質成長率は三・六%台のマイナスという予測が正しく、しかも第二次補正予算全体のGDP押し上げ効果は一%であるならば、二〇〇九年度の実質成長率を〇%にまで引き上げるための追加の補正予算の規模は第二次補正予算の三・六倍にしなければならないが、どう考えているのか。

四 しかしながら、政府としてはゼロ成長を目指すのではなく、最低でもプラス二%程度の成長を目指すべきであり、その場合は第二次補正予算の五・八倍の規模が必要であるが、どう考えているのか。

五 その追加の補正予算の財源は赤字国債によらざるを得ないが、どう考えているのか。それと

も政府紙幣発行の可能性も考えられるのか。

六 大規模な財政出動の財源を赤字国債によらざるを得ない場合には、政府は日銀に対して国債買い入れの増額を求める必要があるとの意見がある。そのような意見をどう考えるか。

七 中央銀行が大規模に国債を買い入れることに抵抗を感じるのであれば、アメリカやEUなどと話し合い、例えば各国GDPの10%の国債を中央銀行に買わせ、それに相当する規模の財政出動を行って内需拡大策を協調して行うことにしてはどうか。

内閣衆質一七一第一六三号

平成二十一年三月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員滝実君提出急激に悪化する景気を改善するための景気対策の規模に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員滝実君提出急激に悪化する景気を改善するための景気対策の規模に関する質問に対する答弁書

一について

政府は、景気回復を最優先で図るため、現下の経済金融情勢に対応し、「安心実現のための緊急総合対策」(平成二十年八月二十九日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)、「生活対策」(平成二十年十月三十日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)及び「生活防衛のための緊急対策」(平成二十年十二月十九日経済対策閣僚会議決定)を決定しており、これら経済対策の総額は約七十五兆円となっている。この中には、定額給付金のほか、雇用対策、経済緊急対応予備費、住宅減税等の税制改正、金融面での対応等が含まれており、政府としては、これらの対策の裏付けとなる平成二十年度第一次補正予算、

平成二十年度第二次補正予算及び平成二十一年度予算を切れ目なく執行していくことが重要であると考えている。

二について

政府は、「平成二十一年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成二十一年一月十九日閣議決定)及びこれを踏まえ作成した「経済財政の中長期方針と十年展望」(平成二十一年一月十九日閣議決定)において、平成二十一年度の我が国経済は、交易条件の改善に加え、総額約七十五兆円の経済対策の効果が発現することにより、年度後半には民間需要が持ち直し、低迷を脱していくことが期待され、こうした結果、実質国内総生産の成長率は〇・〇パーセント程度と見込まれるところである。

他方で、政府としては、世界の経済金融情勢の悪化によつては、景気の低迷が更に厳しく、また長くなるリスクが存在することについても認識している。

三から五までについて

平成二十一年度の補正予算については、現時点においては検討しておらず、お答えすることは困難である。

六及び七について

日本銀行の長期国債保有の在り方は、日本銀行がその資産及び負債の状況等を踏まえて決定すべき事柄である。なお、日本銀行は、平成二十年十二月十九日の金融政策決定会合において、これまで年十四・四兆円(月一・二兆円)ペースで行ってきた長期国債の買入れを、年十六・八兆円(月一・四兆円)ペースに増額することを決定したと承知している。

また、当面の財政政策の政府の考え方については、一について述べたとおりである。

平成二十一年二月二十七日提出

質問 第一一六四号

日本漢字能力検定協会に対する文部科学省の立入検査及び指導監督に関する質問主意書

提出者 渡辺 周

日本漢字能力検定協会に対する文部科学省の立入検査及び指導監督に関する質問主意書

財団法人日本漢字能力検定協会(以下、「漢検協会」という。)が漢字検定試験を通じて多額の利益を上げているとし、本年二月九日、文部科学省は「漢検協会に立入検査を実施した。」

右を踏まえ、次の事項について質問する。

一 文部科学省は、平成十六年以後、四回にわたる立入検査を実施していたとされているが、漢検協会の理事長一族が経営する会社への不適切な支出についてどのように認識しているか。また、どの段階でそのような実態を把握していたか。

二 文科省は、平成十六年以後、漢検協会に対して検定料の引き下げを指導していたとされているが、漢検協会の検定料見直しに十分であるならば、公益法人としての認可について再検討すべきではないか。文科省の見解は如何か。

三 漢検協会は、平成四年六月に設立認可を受けているが、公益法人として認可された経緯について明らかにされたい。また、設立当初において、犬丸直氏(元文化庁長官)・有光次郎氏(元文部事務次官)の二名が漢検協会役員として就任していた事実と間違いはないか。

四 漢検協会が過大に徴収した検定料を、受験者に対して返還させるような指導を予定しているか。また、そのような予定がない場合、検討すべき処置と考えられないか。文科省の見解は如何か。

五 各種報道によれば、漢検協会においては、理事会の決定を監督すべき評議会がその役割を發揮していなかったと考えられるが、文科省の見解は如何か。また、他の所管公益法人に対して、評議員の選任に当たって十分な監督機能が發揮されるよう指導しているのか。

六 漢検協会のように公益法人として検定試験を実施している協会において、公益性の観点からふさわしくない多額の利益を上げている場合の監督について問う。過去に、利益が過大である

と指摘した協会、及び検定料の引き下げを指導した協会について、全て明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質一七一第一六四号

平成二十一年三月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員渡辺周君提出日本漢字能力検定協会に対する文部科学省の立入検査及び指導監督に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員渡辺周君提出日本漢字能力検定協会に対する文部科学省の立入検査及び指導監督に関する質問に対する答弁書

一、二、四及び五について

文部科学省としては、財団法人日本漢字能力検定協会(以下「協会」という。)の業務及び財産の状況については、本年二月に実施した立入検査等を踏まえ、現在、協会の理事が代表取締役である会社との取引状況、評議員会の運営状況等を含め、事実関係を精査しているところであり、今後、法令等に照らし厳正に対処してまいりたい。

また、御指摘の評議員の選任に関しては、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成八年九月二十日閣議決定)4(4)に基づき、原則として理事又は監事を兼ねないこと、同一の親族等が占める割合は評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどめること等について指導監督を行っている。

三について

文部科学省としては、昭和五十年から任意団体として活動していた日本漢字能力検定協会による公益法人の設立の許可申請に対し、平成四年六月に協会の設立を許可したところであり、御指摘の二名については、協会の設立時において、協会の非常勤の役員であったと承知している。

六について

御指摘の場合においては、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」2(5)に基づき、対価の引下げ等により収入、支出の均衡を図り、法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないよう指導監督を行うこととしている。また、保存期間内の文書で確認した範囲では、お尋ねのような指導等をした例は、協会以外にはない。

平成二十一年二月二十七日提出
質問 第一 六 五 号

交通捜査用覆面パトカーに関する質問主意書

提出者 河村たかし

交通捜査用覆面パトカーに関する質問主意書

いわゆる交通捜査には、通常の白黒パトカー以外に、覆面パトカーが使用されているが、覆面パトカーの導入目的・運用等については以下のような疑問があるので回答いただきたい。

(1) 刑事捜査・公安捜査においては捜査対象に気付かずに追跡する必要があることから、覆面車両の必要性を理解できる。しかし、交通捜査、殊に交通取締りの分野においては、まず交通違反の未然防止の観点から、いわゆる白黒パトカーによるパトロールが有効であると考えられる。その点において、覆面パトカーは違反の未然防止の措置を怠り、警察車両であることを隠して違反させてからそれを取り締まる、不適切・不公正な捜査手法であるとの疑いがある。

このような取締り手法について、政府は正当なものとして認識しているのか。それとも、覆面パトカーをあえて交通捜査に供用すべき何らかの必要性があるのか、ご回答いただきたい。

(2) 交通捜査用の覆面パトカーは追尾式速度取締りの他に、どのような取締り、あるいは捜査に従事するのか、ご回答いただきたい。

(3) 追尾式速度取締りに用いられる交通捜査用

パトカーは何か運用されているのか。うち覆面パトカーは何か。都道府県別にご回答いただきたい。

(4) 追尾式速度取締りにおいて、違反事実の証拠となるのはパトカー乗務員作成の記録紙などの証拠とパトカー乗務員の証言のみであるため、パトカー乗務員が示し合わせれば冤罪も起こりうる。そのような冤罪のおそれのある取締りを防止するために、あるいは否認事実に対する有効な証拠として、交通捜査用パトカーにタコグラフや車載カメラなどによる客観性の伴う取締り記録が必要と考えるが、政府の見解はいかに。

(5) 交通捜査用パトカーによる追尾式速度取締りの執行において、その赤灯の点灯や追尾方法(被疑車両との間隔、測定する距離など)につき現場の警察官に対して、どのように教養しているのか、具体的に回答いただきたい。

教養内容が都道府県により異なる場合は、都道府県別にご回答いただきたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第一六五号
平成二十一年三月十日

衆議院議長 河野 洋平殿 麻生 太郎

衆議院議員河村たかし君提出交通捜査用覆面パトカーに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員河村たかし君提出交通捜査用覆面パトカーに関する質問に対する答弁書

(1) について

警察庁としては、運転者に取締りの有無にかかわらず交通関係法令を遵守させ、限られた体制の下で効果的に交通秩序を維持するためには、警察用車両であることを明らかにせずに交通取締りを行う必要があると考えている。

(2) について
警察庁としては、交通取締用の四輪自動車

(以下「交通取締用パトカー」という。)であつて反転式又は着脱式の警光灯が装備されたもの(以下「覆面パトカー」という。)は、暴走族の取締りに当たつて対象車両に察知されることなく探証活動を行う場合等、各種の交通関係法令違反の取締りに活用されているものと承知している。

(3) について

各都道府県警察が速度違反車両を追尾して行う取締り(以下「追尾式速度取締り」という。)に使用している交通取締用パトカー及び覆面パトカーの台数については、これを公にすることに、各都道府県警察の交通取締りの体制が明らかにするなど、今後の交通取締りに支障を来すおそれがあることから、答弁を差し控えた。

(4) について

警察庁としては、測定対象車両と一定の距離を保つて走行した交通取締用パトカーの速度を自動的に印字した記録紙と実際に取締りに当たつた警察官の証言により、速度違反の事実を客観的に立証することが可能であるとされており、これらに加えて御指摘の「タコグラフ」等による記録が必要であるとは考えていない。

(5) について

警察庁としては、各都道府県警察において、追尾式速度取締りについて、交通取締用パトカーの速度が法令で定める最高速度を超えるときは赤色灯を点灯すること、測定対象車両との間で安全を確保できる一定の距離を保つこと等を実技訓練等により警察官に体得させるなど、管内の実情に応じた教養が行われているものと承知している。

平成二十一年二月二十七日提出
質問 第一 六 六 号

パトカーに装備される車載ビデオカメラに関する質問主意書

提出者 河村たかし

パトカーに装備される車載ビデオカメラに関する質問主意書

近年、多くのパトカーにビデオカメラが搭載されているようである。しかしながら、プライバシー保護等の観点からは、ビデオカメラの適切な運用が求められる。そこで、以下の点につき質問する。

(1) 車載ビデオカメラの導入・運用は、いかなる目的によるものか、またいかなる法的根拠に基づくのか明らかにされたい。

(2) パトカーの車載ビデオカメラの運用にかかり、警察官が遵守すべきルールは、どのように制定されているのか。具体的な指導・通達等の内容を示していただきたい。

(3) 車載ビデオカメラにより撮影された記録は、警察活動のどの分野に活用されるのか。特に交通分野において、どのような取締りの証拠として用いられてきたのか。またこれまで事件の証拠として利用された件数を問う。

(4) 車載ビデオカメラの台数、ないしは車載ビデオカメラを搭載するパトカーの台数を、都道府県別に明示していただきたい。

また、そのうち交通取締り分野に使用されるものは何台あるのか、内訳も明らかにしていただきたい。

内閣衆質一七一第一六六号
平成二十一年三月十日

衆議院議長 河野 洋平殿 麻生 太郎

衆議院議員河村たかし君提出パトカーに装備される車載ビデオカメラに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河村たかし君提出パトカーに装備される車載ビデオカメラに関する質問に対する答弁書

(一)及び(二)について

警察庁としては、都道府県警察においては、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第二条に規定する警察の責務を果たすため、現に犯罪が行われた場合等における証拠の保全、警察官の適正な職務執行についての検証等に資することを目的として、その実情に応じて、警用無線自動車、小型警用車及び交通取締用の四輪自動車(以下「パトカー」という。)の一部にビデオカメラを搭載し、職務遂行上の必要と国民のプライバシーの保護の要請を勘案しつつ、当該ビデオカメラによる撮影並びに当該撮影に係る画像及び音声(以下「画像等」という。)の管理に関する基準を定めるなどにより、当該ビデオカメラを適切に運用しているものと承知している。

(三)について

警察庁としては、都道府県警察において、犯罪捜査、交通取締り等に画像等を活用しており、そのうち交通部門においては、暴走族の取締りに画像等を活用しているものと承知しているが、お尋ねの件数については把握していない。

(四)について

都道府県警察のパトカーに搭載されているビデオカメラの台数等については、これを公にすることに、各都道府県警察の地域警察活動及び交通取締りの体制が明らかにするなど、今後の地域警察活動及び交通取締りに支障を来すおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

平成二十一年二月二十七日提出
質問 第一一六七号

高速道路無料化についての試算隠しに関する質問主意書

提出者 岩國 哲人

高速道路無料化についての試算隠しに関する質問主意書

報道によると、国土交通省の国土技術政策総合研究所が平成十九年十月に財団法人「計量計画研究所」に発注した高速道路料金引き下げに伴う経済効果の試算(以下、研究所試算)業務で、高速道路無料化の効果は二兆六七〇〇億円と推計する結果が出たが、研究所が国交省に提出した報告書からは、無料化に関する記述が削除されていたことが判明したとされている。

この点、私が提出した以下の質問主意書

① 第一六九回国会、平成二十年三月十四日提出・質問第一一八号における質問

「一 仮に国内の全高速道路を無料化した場合の経済効果の試算をこれまでに行なったことがあるか。」

二 一で行ったことがあるならば、その試算結果を明らかにされたい。」

② 同右、平成二十年四月一日提出・質問第二四四号における質問

「一 国内の全高速道路を無料化した場合の経済効果の試算は行ったことがないとのことであるが、一部または特定の高速道路につき無料化した場合の経済効果を試算したことがあるか。ある場合、数値を示して当該試算の結果をご説明願いたい。」

③ 第一七〇回国会、平成二十年十月八日提出・質問第八九号における質問

「三 内閣は、二〇〇八年四月十一日時点で、前述の第一六九回国会質問第二四四号に対して「国土交通省においては、一部または特定の高速道路につき無料化した場合の経済効果の試算を行ったことはない。」旨の答弁をされているが、同日以後同年十月八日までに当該試算および無料化にかかわる経費の試算を行ったことがあるか。ある場合、無料化した場合と、料金を減額した場合の試算につき比較したことがあるか。」

四 一九五六年に高速道路で料金徴収が開始されてから二〇〇八年十月八日までの間に、一

部または特定の高速道路につき料金を減額した場合の経済効果およびそれにかかわる経費について試算を行ったことはあるか。ある場合、具体的に数値をお示し願いたい。

五 料金設定に関し、様々な試算を行い、その数値を把握することが道路政策の決定において重要であると考えているが、いかに考えか。」

に対する答弁書において、「国土交通省においては、お尋ねの二部または特定の高速道路につき無料化した場合の経済効果の試算」及び「無料化にかかわる経費の試算」を行ったことはない。など、三度にわたり内閣は全高速道路のみならず一部または特定の高速道路についても無料化の試算は行ったことがない旨、述べている。

これに関連して以下質問する。

一 金子一義国交相は「私のところには(研究所試算が来ていない)と本年二月二十日の予算委員会答弁された。

また、同月二十五日、民主党の馬淵澄夫衆議院議員の質問に対し、金子国交相は「研究の途中段階で無料化の効果も検討していた。精査して速やかに国会に提出する」と答弁された。

この点、右の質問主意書③の質問五に対する答弁において、「料金については、法第三条第一項又は第六項の許可の申請を行う会社において具体的に検討されるべきものであると考えているが、その際には、国及び会社等が連携して、料金の割引による交通量等の実績や料金に係る社会実験の結果を分析し、活用することが重要であると考えている。」と内閣は答弁しているが、研究所試算の分析、活用の必要性についていかなる見解をとっていたのか。

二 国家行政組織法第五条「各省の長は、それぞれ各省大臣とし、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣として、それぞれ行政事務を分担管理する。」および、同法第八条の二「第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関(中略)を置くことができる。」との関連で、所掌の研究機関による試算がありながら、試算を行っていない旨の答弁書を提出したことは所掌事務の管理として適切といえるか。

三 昨年四月一日以後、高速道路無料化または料金減額について、研究所試算以外の試算を行ったことがあるか。あるとすれば、その結果の概要をご説明いただきたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第一六七号
平成二十一年三月十日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員岩國哲人君提出高速道路無料化についての試算隠しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岩國哲人君提出高速道路無料化についての試算隠しに関する質問に対する答弁書

一について

国土交通省の研究機関による研究等の成果については、施策の企画及び立案に当たり、必要に応じて活用していくものと考えており、国土交通省国土技術政策総合研究所が最終的に取りまとめた高速道路料金割引社会実験効果推計調査検討業務報告書(以下「報告書」という。)についても、同様と考えている。

二について

先の答弁書(平成二十年三月二十五日内閣衆質一六九第一八一号、平成二十年四月十一日内閣衆質一六九第二四四号及び平成二十年十月十七日内閣衆質一七〇第八九号)においては、報告書の記載等を踏まえ、御指摘のように「試算を行っていない旨」を答弁したところである。

三について

お尋ねの「試算」の意味するところが必ずしも明らかではないが、昨年四月一日以後、現時点までの間において、「高速道路無料化または料

金減額をした場合の経済効果の試算について、国土交通省が取りまとめたものは存在しない。

平成二十一年二月二十七日提出
質問 第一六八号

外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る説明等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る説明等に関する質問主意書

これまで累次にわたり質問主意書で取り上げている、昨年十月二十一日発売の週刊朝日に、「麻生」外交敗れたりとの見出しで掲載されているジャーナリストの上杉隆氏の論文（以下、「上杉論文」という。）の中に記述がある、①米国の対北朝鮮テロ指定解除に係る齋藤昭隆アジア大洋州局長の発言、②中曽根弘文外務大臣に係る外務省幹部の発言のうち②、起訴休職外務事務官の佐藤優氏が雑誌や著書でいわゆる「ルール委員会」と「白紙領収書」について指摘（以下、「佐藤氏の指摘」という。）していることにつき、外務省が右のどちらについても「確認がとれていない」と、その事実を明確に否定していない一方で、「上杉論文」における②には明確に抗議をし、「佐藤氏の指摘」には何の抗議もしないという、異なる対応をとっている。右につき先の質問主意書で、外務省としてその様な事実があったと確かな確認がとれていないことが「上杉論文」における②によって報じられたこと並びに、同じく同省としてその様な事実があったと確かな確認がとれていないことが「佐藤氏の指摘」によって報じられたことは、同省にどのような影響を与えたと認識しているかと問うたところ、「政府答弁書」（内閣衆質一七第一三三三号）でも「先の答弁書（平成二十一年二月六日内閣衆質一七第一六二二号）の一及び三についてで答えておられるとおり、御指摘の『影響』には様々な解釈があり得ることから、一概にお答えすることは

困難である。」との答弁がなされている。右を踏まえ、質問する。

一 外務省が「上杉論文」における②に対して水嶋光一外務省報道課長が週刊朝日側に直接出向いて抗議するという、明確かつ徹しい対応をとったのはなぜか。右は、「上杉論文」における②が事実を確実に反映したものとは言えず、それを放置したままでは同省が不利益を被ると判断したからではないのか。

二 外務省はこれまでの答弁書で、「上杉論文」における②と異なり、「佐藤氏の指摘」に対しては一切何の抗議もしない理由について明らかにしていない。「佐藤氏の指摘」により、同省においてかつて裏金をプールする組織があったことや、報道関係者に対して偽造した領収書を手交するという犯罪行為が行われていたことが指摘されたことは、少なくとも同省に対する国民のイメージを悪くしたものと考えるが、同省の見解如何。

三 外務省はこれまでの答弁書で「外務省としては、それぞれの事実を検討の上、適切に判断してきているところである。」と、「上杉論文」における②と「佐藤氏の指摘」に対する同省の対応が異なるのは、同省として適切に判断した結果である旨述べてきているが、同省においてそれぞれについてどの様な検討を経た結果、どの様な理由によって、「上杉論文」における②には水嶋光一外務省報道課長が週刊朝日側に直接出向いて抗議するという対応をとり、「佐藤氏の指摘」についてはただただ沈黙するという対応をとることが決められたのか、その過程については何の説明もされていない。右の対応は、国民の十分な理解を得られていると外務省は認識しているか。

四 「上杉論文」における②と「佐藤氏の指摘」に対する外務省の対応が異なる理由について、国民に対して十分な説明をしてくれていると同省は認識しているか。

内閣衆質一七第一六八号
平成二十一年三月十日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る説明等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る説明等に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について
先の答弁書（平成二十一年二月六日内閣衆質一七第一六二二号）の二及び四について等で累次にわたってお答えしているのとおり、外務省としては、それぞれの事実を検討の上、適切に判断してきているところであり、事柄の性質上、こうした点については国民の理解は得られているものと考えている。

二について
お尋ねについては、何をもち「イメージを悪くした」と判断すべきかが必ずしも明らかでないことから、一概にお答えすることは困難であるが、先の答弁書（平成二十一年十二月二十六日内閣衆質一七〇第三五〇号）の八について等で累次にわたってお答えしてきているのとおり、御指摘の「佐藤氏の指摘」にあるような事実は確認されていない。

平成二十一年二月二十七日提出
質問 第一六九号
平成二十一年二月十一日に開催された日韓外相会談における竹島問題の取り扱いについての外務省の説明に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

平成二十一年二月十一日に開催された日韓外相会談における竹島問題の取り扱いについての外務省の説明に関する質問主意書
本年二月十一日、韓国の首都ソウルで行われ

た、中曽根弘文外務大臣と柳明桓外交通商部長官による日韓外相会談（以下、「外相会談」という。）において、これまでの答弁書で、中曽根外務大臣より竹島の領有権については、我が国には我が国の立場がある旨指摘したことが明らかにされている。右と「政府答弁書」（内閣衆質一七第一三三三号）を踏まえ、質問する。

一 「外相会談」において中曽根大臣は、当初より柳長官に対して竹島問題を提起する考えであったのか。

二 先の質問主意書で、外務省HPに本年二月十一日付で掲載されている「日韓外相会談（概要）」には、中曽根大臣より竹島問題の提起がなされた旨の記述は見られないが、その理由については「政府答弁書」では何の説明もなされていない。「政府答弁書」ではこれ以上の詳細等について明らかにすることは、竹島の領有権に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で、今後の事務の適正な遂行に支障を来すおそれ等があることから、差し控えた。」との答弁がなされているが、外務省が同省のHP上で、「外相会談」において竹島問題をとり上げたことを国民に説明することは、国民の理解を得られることはあっても、同問題の平和的解決を図る上で支障となることは決まないと考える。なぜ外務省が右の「日韓外相会談（概要）」で、「外相会談」において中曽根大臣が竹島問題に触れたことを説明しないのか、その理由を再度質問する。

三 外務省として、「外相会談」において竹島問題がとり上げられたことを国民に隠す必要があると考えているのか。

四 中曽根大臣より竹島問題を提起したことを国民に隠す等、「外相会談」についての外務省の説明は十分かつ不可解であり、同問題に対する外務省の姿勢、意欲に対し、国民に大きな疑念を抱かせるものとなっていると考えるが、外務省の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七一第一六九号

平成二十一年三月十日

衆議院議長 河野 洋平殿 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十一年二月十一日に開催された日韓外相会談における竹島問題の取り扱いについての外務省の説明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十一年二月十一日に開催された日韓外相会談における竹島問題の取り扱いについての外務省の説明に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

先の答弁書(平成二十一年二月二十七日内閣衆質一七一第一三三三号)二、三、五及び六についてお答えしたとおりであるが、外務省としては、御指摘の外相会談の内容について、対外的に適切に説明しており、「国民に隠す」との御指摘は当たらないものと考えている。

平成二十一年二月二十七日提出
質問 第一七〇号

我が国が抱える二つの領土問題に対する政府の取組が著しく異なる理由に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

我が国が抱える二つの領土問題に対する政府の取組が著しく異なる理由に関する質問主意書

平成十五年十一月十五日に開催された竹島北方領土返還要求運動島根大会(以下、「大会」という。)と、毎年二月二十二日の「竹島の日」に行われる記念式典(以下、「記念式典」という。)につき、どちらも島根県主催で開催されるものであるが、「大会」には外務大臣はじめ政府職員が参加しているのに対して、「記念式典」にはこれまで政府として職員を参加させる等の関与は何も行っていない。右と「政府答弁書」(内閣衆質一七一第一三六号)を踏まえ、質問する。

平成二十一年三月十三日 衆議院会議録第十四号

議長長の報告

一 「大会」と「記念式典」に対する政府の取組につき、「政府答弁書」を含むこれまでの答弁書では「外務省としては、竹島の領有権に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で有効な方策を不断に検討しつつ、必要な施策を実施してきていること等から、政府の対応は矛盾しており、説明がつかない」との御指摘は当たらないものと考えている。」との答弁がなされている。しかし、「大会」も「記念式典」も同様に島根県が主催している会合である。それにも関わらず、政府はあくまでも「必要な施策を実施してきており、政府の対応は矛盾しており、説明がつかない」との御指摘は当たらないものと考えている。」と強弁している。前者には外務大臣はじめ然るべき大臣、政府職員が出席している一方で、後者には誰も出席しないと、政府の対応が著しく異なっているのにも関わらず、右答弁にある様に「必要な施策を実施してきている」と政府が言えるのはなぜか。政府として「必要な施策を実施してきている」のならば、「大会」同様「記念式典」にも然るべき大臣、政府職員を出席させるべきではないのか。

二 「大会」と「記念式典」に対する政府の対応が著しく異なることについて、政府として国民、特に竹島問題原点の地である島根県の県民に対し、十分な説明を行ってきたか。

三 「大会」と「記念式典」に対する政府の対応が著しく異なることについて、国民、特に竹島問題原点の地である島根県の県民から、十分な理解を得られていると政府は認識しているか。

内閣衆質一七一第一七〇号
平成二十一年三月十日

衆議院議長 河野 洋平殿 麻生 太郎
衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える二つの領土問題に対する政府の取組が著しく異なる理由に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国が抱える二つの領土問題に対する政府の取組が著しく異なる理由に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

政府として御指摘の記念式典に政府職員を出席させることはなかったが、先の答弁書(平成二十一年二月二十七日内閣衆質一七一第一三三三号)一についてお答えしたとおり、外務省としては、竹島の領有権に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で有効な方策を不断に検討しつつ、必要な施策を実施してきており、今後とも国民の理解を得るよう努めてまいりたい。

平成二十一年二月二十七日提出
質問 第一七一号

拡大教科書の普及に関する質問主意書

提出者 高井 美穂

拡大教科書の普及に関する質問主意書

「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」が昨年九月より施行され、平成二十一年度において使用される教科用特定図書等から適用されることになっていきます。同法では教科書発行人に対し、教科用拡大図書(以下「拡大教科書」と称します)の発行を努力義務としています。しかし、これまで拡大教科書を手作りしてきたボランティア団体や、父母、教師からは「対応が十分進んでいない」と同法の趣旨の徹底を求める声があがっています。特に、高校段階の拡大教科書は、このまま行けば新年度には全く対応できない状況になることが懸念されています。

そこで、以下のとおり質問します。
一 法五条による「教科用図書発行人による電磁的記録の提供等」はどの程度実施されていますか。非提供発行者があるとすれば、その発行者名を教えてください。また、高校段階の教科書デジタルデータの提供は、現状ではどのように

なっていますか。一冊一冊手作りによるボランティアの作業が新年度に間に合うと考えていますか。

二 同法では、標準教科用特定図書等の円滑な発行の確保を目的に、各都道府県教育委員会から文部科学大臣に対する必要数の報告、文部科学大臣から発行者に発行すべき標準教科用特定図書等の種類及び部数を通知すること、および契約を締結することを定め、さらに文部科学大臣は発行者に報告を求めることができます。そこで、二十一年度における各都道府県の必要数、発行者に対する通知数を小学校、中学校、高等学校別(このうち、特別支援学校、特別支援学級の数字も)に明らかにしてください。発行者のうち、出版社とボランティアの内訳もお示しください。また二十年度に比べ、同法施行によりそれぞれの給付率はどのように改善されたのか。さらに発行者に報告を求めているれば、その回答の内容をお示しください。

三 本年二月二十日付け読売新聞は「弱視向け教科書不足 拡大作業ボランティア頼み」と報じていますが、「文部科学省によると、拡大教科書が必要とする普通学級で学ぶ小中学生は全国に約一七〇〇人いるとみられるが、実際に手にできたのは約六〇〇人。今春には小中学校の拡大教科書約一四〇〇点が発行される見通しだが、検定教科書全体の三分の一にすぎない」との内容は事実ですか。

四 同法成立後、標準教科用特定図書等の発行に関わる政府の予算と、執行状況を教えてください。二十一年度の「拡大教科書等普及推進事業」一億七千二百万円のうち、拡大教科書給与のための直接的な予算はいくらですか。その内容もお示しください。二十一年度予算に、視覚障害特別支援学校(盲学校)に関わる拡大教科書の予算額はいくらかですか。義務教育課程と、盲学校高等部毎に教えてください。
五 本年二月十九日の衆議院予算委員会第四分科会で、塩谷文部科学大臣は「文部科学省におい

ては、高校段階における拡大教科書のあり方を検討するために、平成二十年の四月に、拡大教科書普及推進会議の中で、高校における弱視生徒への教育方法・教材のあり方ワーキングチームを設置して検討しているところでございます。現在のところ、正直言って、まだ全く対応はできていないというのが現状でございます。これにつきまして、ワーキングチームの精力的な審議を踏まえて、今後、拡大教科書の普及に向けて必要な措置を講じてまいりたいと考えておりますことお答えになっていきます。前述ワーキングチームの会議は二月二十日に論議を終えた聞いていますが、その結果はどうなりましたか。また、何らかの進展はありましたか。進展があったのだとすれば、具体的に予算などにどのように反映されていきますか。

六 政府は同法の趣旨に則り、少なくとも教科書数が四十六点と少なく、対応が十分可能な盲学校高等部の拡大教科書については、新年度から給与できるよう、最大限の努力をすべきと考えますが、決意をお聞かせください。

七 同法では、国の責務として「児童及び生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、教科用特定図書等の供給の促進並びに児童及び生徒への給与その他教科用特定図書等の普及の促進等のために必要な措置を講じなければならない」としていますが、現状について、政府はどのように考えていますか。問題点があるとすれば、どのように対応しようとしていますか。また、発行者に対し、具体的にどのような働きかけをしていますか。右質問する。

内閣衆質一七一第一七一号
平成二十一年三月十日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員高井美穂君提出拡大教科書の普及に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員高井美穂君提出拡大教科書の普及に関する質問に対する答弁書

一 について

義務教育段階の検定教科用図書のうち、平成二十一年度を使用される教科用特定図書等の発行を予定しているボランティア団体等から要望のあったすべてについて、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、文部科学大臣に対して、電磁的記録が順次提供されているところである。

また、高等学校段階の検定教科用図書に係る電磁的記録の文部科学大臣等に対する提供については、文部科学省の拡大教科書普及推進会議（以下「会議」という。）において、その方法等について検討されており、文部科学省としては、会議の結論が得られ次第、速やかに必要な措置を講じたいと考えている。

二 について

お尋ねについては、いずれも現在集計中であること等から、現時点でお答えすることは困難である。また、文部科学省としては、現時点では、法第十七条第二項の規定により、標準教科用特定図書等の発行を予定している者に対して、報告を求めたことはない。

三 について

小学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下「中学校」という。）の特別支援学級を除く学級（以下「通常学級」という。）に在籍する児童生徒のうち、眼鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難なもの数は、平成十七年一月一日時点の調査において千七百三十九名であり、他方、平成十九年度において、小中学校の通常学級に在籍し、文字等を拡大した教科書等の給与を受けた児童生徒数は、六百十八名である。

また、平成二十一年度を使用される義務教育段階の検定教科用図書の点数は、四百二十七点であり、このうち、百五十四点について、発行

者から教科用拡大図書が発行される予定である。

四 について

御指摘の「拡大教科書等普及推進事業は、教科用拡大図書の給与のための直接的な経費を計上したものではない。また、平成二十一年度予算における義務教育教科書購入費の予算額は、総額で三百九十四億二千九百万円であるが、このうち、標準教科用特定図書等の無償給与に係る予算額等を区分して計上していないため、これについてお答えすることは困難である。さらに、平成二十一年度予算における特別支援教育就学奨励費の予算額は、総額で七十一億七百万円であるが、このうち、特別支援学校高等部において使用される教科用拡大図書の給与に係る予算額を区分して計上していないため、これについてお答えすることは困難である。

五及び六について

高等学校段階における教科用拡大図書の在り方については、会議の下に設置された「高校における弱視生徒への教育方法・教材のあり方ワーキンググループ」における議論の結果を踏まえ、今後、会議において検討される予定であり、文部科学省としては、会議の最終的な結論を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

七 について

文部科学省としては、視覚障害のある児童生徒のための教科用特定図書等の普及促進は、教育の機会均等の観点から重要であり、必要とする児童生徒に教科用特定図書等が速やかに、かつ、確実に給与されるよう措置することは、喫緊の課題と考えており、今後とも、教科用特定図書等の普及に向けて必要な措置を講じてまいりたい。

平成二十一年三月二日提出
質問 第一七二号

日本海を中心とする海洋漂着ごみ対策に関する質問主意書

提出者 岩國 哲人

日本海を中心とする海洋漂着ごみ対策に関する質問主意書

二〇〇七年、「国連海洋法条約」に基づいて国内法「海洋基本法」が成立し、同法において国として海を統合的に管理する体制が整備され、海洋に関する法整備、政策が総合的に進められることとされた。

二〇世紀後半、国際的な海洋の開発、利用、保全、管理のために国連海洋法条約、アジェンダ21行動計画などの法的・政策的枠組みが採択され、発効した。

これに関連して、以下質問する。

一 東アジア地域の深刻な環境問題に浮上している海洋漂着ごみ（以下、海洋ごみ）の処理をめぐり、本年二月六日、日本と韓国が釜山において実務級会議を行った。

韓国外交通商部の発表によると、同会議では、日本側は沿岸地域の海洋ごみ汚染実態を、韓国側は海洋ごみ削減に向けた政府の取組みをそれぞれ説明した後、両国の協力策について意見を交わした。外交通商部関係者は、具体的な協力策は協議されず、ブレイン・ストーミングのレベルで話し合いが進められたが、両国の関係官庁が集まりこの問題を協議したことに意義があったと評価している。

この点に関し、日本政府の同会議に対する見解、評価はどのようなものであるか。また、具体的協力策についての協議は予定されたか。

二 二〇〇五年十一月に、環境省・（財）環日本海環境協力センター（以下、センター）は、北西太平洋地域海洋行動計画（以下、NOWPAP）参加国の専門家の参加を得て、「第一回北西太平洋地域における海洋ごみに関する国際ワークショップ」を富山市において開催し、同会議には、NOWPAP参加国（日本、中国、韓国、ロシア）の行政官、研究者等約三十名が参加し、NOWPAP地域における海洋ごみの現状及び取組みの紹介、モニタリング方法やその結果の解析・評価手法に関する最新情報の交換等

を行い、この問題について検討を行ったとのことであるが、中国、ロシアとも実務者協議を行う予定はあるか。

三 沿岸国の管理する海域が沿岸二〇〇海里となつてゐる現在の海洋秩序のもとでは、地方部の沿岸域及び離島が、海洋の総合的管理と持続可能な開発のために果たす役割が非常に重要なものであると解されるが、日本海での海洋ごみ対策における離島の果たしうる役割について、いかに考えるか。政府の見解如何。

海洋ごみによる影響を受けている関係地方自治体に対し、何らかの支援が行われているか、または支援を検討しているか。

四 海洋ごみによる被害額についての公的調査・試算は、セクター以外によつてもなされているか。把握していれば、概要を例示されたい。右質問する。

内閣衆質一七一第一七二号
平成二十一年三月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出日本海を中心とする海洋漂着ごみ対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岩國哲人君提出日本海を中心とする海洋漂着ごみ対策に関する質問に対する答弁書

一について

本年二月六日に開催された、きれいで豊かな海を共に守るための日韓実務協議においては、廃ポリタンク漂着問題の原因と対策について建設的な意見交換を行い、今後とも、同問題の解消を含め、きれいで豊かな海を共に守るために一層積極的の協力していくことを確認した。政府としては、同協議は有意義なものであったと考えており、引き続き大韓民国側と協力していきたいと考えている。

二について

中華人民共和国及びロシア連邦の行政官、研究者等との協議については、現時点では予定していないが、両国から我が国に漂着するごみの状況を踏まえ、今後、必要性を判断してまいりたい。

三について

政府としては、漂流漂着ごみに係る問題への対処に当たっては、漂流漂着ごみに係る状況の把握、国際的な対応も含めた発生源対策及び被害が著しい地域への対策のそれぞれについて、離島における対応を含め、関係府省等が連携して推進していくことが必要であると考えている。

お尋ねの「海洋ごみによる影響を受けている関係地方自治体」に対する支援については、例えば、次のような支援措置を実施しているところである。なお、地方公共団体が行っている通常の海岸管理については、普通交付税による措置を講じている。

(1) 内閣府においては、循環型社会形成推進交付金により、沖縄における廃棄物処理施設の市町村等による整備に対し支援を行っている。

(2) 総務省においては、頑張る地方応援プログラムにより、独自のプロジェクトを策定・公表した市町村に対し、その取組に要する経費を特別交付税により支援しており、漂流漂着ごみ対策に関するプロジェクトについても、本プログラムの対象となり得る。

(3) 農林水産省及び国土交通省においては、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業となる洪水、台風、外国からの漂流等による大規模な漂着ごみを緊急的に処理する海岸管理者に対し支援を行っている。

(4) 環境省においては、災害等廃棄物処理事業費補助金により、海岸保全区域外に大量

に漂着したごみの市町村等による処理に対し支援を行うとともに、循環型社会形成推進交付金により、廃棄物処理施設の市町村等による整備に対し支援を行っている。

四について

お尋ねについては把握していない。なお、平成十八年に漂流・漂着ごみ対策に関する関係省庁会議が地方公共団体に対して行ったアンケート調査において、漂流漂着ごみによって生じる問題について尋ねたところ、その回答として景観・清潔の保持への支障を挙げた地方公共団体が最も多く、次いで観光への悪影響、沿岸漁業への悪影響の順であった。

平成二十一年三月二日提出
質問 第一七三号

韓国二〇〇八年度版国防白書における竹島の記述についての政府の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

韓国の二〇〇八年度版国防白書における竹島の記述についての政府の対応に関する質問主意書

本年二月二十八日付産経新聞報道(以下、「産経報道」という。)によると、韓国の二〇〇八年度版国防白書に、我が国固有の領土である竹島を韓国の領土であるとする記述がなされ、表紙等に竹島を背景にした写真が掲載されていることに対し、政府は同月二十三日、韓国の首都ソウルにおいては在韓国日本国大使館を通じて韓国政府に抗議をし、また東京においては在日韓国大使館の担当者ら呼びつけて抗議をしたことである。右を踏まえ、質問する。

一「産経報道によると、ソウルでは駐在武官を通じて韓国国防省に抗議を伝達し、東京では在日韓国大使館の参事官を外務省に呼んで抗議したとのことであるが、今次の二〇〇八年度版韓国国防白書における竹島の取り扱いに係る、右のそれぞれの抗議(以下、「抗議」という。)に

において、政府として具体的にどのような意向を韓国側に伝えたのか説明されたい。

二「抗議」に対して、韓国側はどのような回答をしたのか説明されたい。

三 政府として、一で触れた「抗議」の相手先や二で問うた内容等「抗議」に関する詳細について、国民に説明しているか。または、そもそも「抗議」を行ったこと自体を国民に公表しているか。

四 三で、していないのなら、それはなぜか。

五「産経報道」には「日韓が領有権を争っている竹島(韓国名・独島)問題では、韓国政府は終始、日本への非難や抗議を内外に積極的に発表しているのに対し、日本政府(外務省)は『韓国世論を刺激してはいけない』(日本大使館筋)として韓国への非難や抗議は公表しない姿勢を取り続けている」との記述があるが、右記述は事実を反映しているか。政府、特に外務省において、竹島問題について韓国側へ非難や抗議をする際、それについて公表しないという方針があるのか。

六 五で、その様な方針があるのなら、なぜ政府、特に外務省としてその様な方針の下、竹島問題の解決に取り組んでいるのか説明されたい。

七 五の方針は、我が国民、特に竹島問題原点の地である島根県の県民の理解を得られ、かつ竹島の我が国への返還実現に資するものではないと考えるが、外務省の見解を示されたい。右質問する。

内閣衆質一七一第一七三号
平成二十一年三月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出韓国の二〇〇八年度版国防白書における竹島の記述についての政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出韓国の二〇〇八年度版国防白書における竹島の記述についての政府の対応に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

大韓民国政府との個別のやり取りの詳細について明らかにすることは差し控えたいが、御指摘の白書の竹島に関する記述は、竹島の領有権に関する我が国の立場に照らし受け入れられるものではないことから、同国政府に対し、我が国の立場を申し入れており、対外的な説明についても、適切に対応することとしている。

五から七までについて

相手国との関係もあり、外交上の個別のやり取りの詳細等について明らかにすることを差し控えているものもあるが、政府としては、大韓民国に対し累次にわたり我が国の立場を申し入れてきている旨対外的に説明してきており、御指摘のような方針はない。

平成二十一年三月二日提出
質問 第一七四号

二月二十二日の「竹島の日」と同日に島根県で行われた竹島は日本領ではない旨主張する著書の出版記念講演会に係る政府の認識等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

二月二十二日の「竹島の日」と同日に島根県で行われた竹島は日本領ではない旨主張する著書の出版記念講演会に係る政府の認識等に関する質問主意書

本年二月二十三日付の産経新聞記事(以下、「産経記事」という。)によると、同月二十二日の「竹島の日」に島根県松江市で記念式典が行われたが、同日、同じく松江市内で、昨年十月一日、新幹社より発行された、「竹島問題の政府広報冊子」竹島問題を理解するための十のポイントの内容を徹底的に批判し、竹島は我が国の領土ではない旨主張する、内藤正中島根大学名誉教授の著書「竹島」独島問題入門 日本外務省「竹島批判」出版記念講演会(以下、「講演会」という。)が開かれ、約七百人が集まったとのことである。右を踏まえ、質問する。

一 「講演会」が行われることを外務省は事前に把握していたか。
二 「講演会」は誰が主催したものか、外務省は把握しているか。
三 「産経記事」によると、「講演会」において内藤氏と二の主権団体の理事長との対談を映したビデオが放映されていたとのことである。また、一九五〇年代に韓国が「李承晩ライン」を設定して竹島の領有権を主張し、日本の漁船を拿捕した事件について、竹島とは直接関係はない等の発言が出る等、竹島問題に係る政府見解は勿論、事実と異なる内容の話もあったとのことであるが、「講演会」の内容を外務省は把握しているか。

四 「講演会」に出席した外務省職員もしくは政府職員はいるか。いるのなら、その官職氏名を全て明らかにされたい。
五 「講演会」に対する外務省の見解如何。「講演会」において竹島は我が国の領土ではないとの主張がなされたことが、竹島問題の解決に向けた同省の取り組み、そして我が国の国益にどのような影響を及ぼすと同省は認識しているか。右質問する。

内閣衆質一七一第一七四号
平成二十一年三月十日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出二月二十二日の「竹島の日」と同日に島根県で行われた竹島は日本領ではない旨主張する著書の出版記念講演会に係る政府の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出二月二十二日の「竹島の日」と同日に島根県で行われた竹島は日本領ではない旨主張する著書の出版記念講演会に係る政府の認識等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の報道については承知しているが、お尋ねについては、外務省として承知していない。

四について

政府部内で確認した範囲では、政府職員が御指摘の講演会に出席したことは確認されなかった。

五について

一から三までについてでお答えしたとおりであり、お尋ねについてお答えすることは困難である。

平成二十一年三月二日提出
質問 第一七五号

平成二十一年二月二十八日から三月一日にかけて行われた日中外相会談に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

平成二十一年二月二十八日から三月一日にかけて行われた日中外相会談に関する質問主意書

平成二十一年二月二十八日から三月一日にかけて、中曽根弘文外務大臣は中国を訪問し、楊潔篪中国外交部長との会談(以下、「外相会談」という。)等を行い、それに関する文書(以下、「文書」という。)が外務省HPにおいて「中曽根外務大臣の訪中概要」との題で、三月一日付で掲載されている。右を踏まえ、質問する。

一 「外相会談」に対する外務省の評価如何。
二 「文書」には、東シナ海における資源開発について「中曽根大臣から、昨年の合意後、現在に至るまで国際約束締結交渉がまだ開始していないのは誠に遺憾であり、責任と勇気ある一歩

が強く求められている旨指摘。楊部長からは、昨年の合意は日中双方共同の努力で達成したものであり、双方にとり利益がある、国民等の関心も高く、今後とも事務レベルの協議を継続していきたいとの発言があった。」との記述がなされているが、右の「昨年の合意後、現在に至るまで国際約束締結交渉がまだ開始していないのは誠に遺憾であり、責任と勇気ある一歩が強く求められている。」にある「責任と勇気ある一歩」とは具体的にどのような意味か。

三 「外相会談」において中曽根大臣は、昨年六月、日中両政府が共同開発の対象とすべく協議を行い、現状を維持することで合意していたガスタ田のひとつである「樫」につき、中国が新たに掘削を行っていたことについての抗議を行ったか。

四 「文書」には尖閣諸島について「中国側からの提起を受け、中曽根大臣からは、我が国の原則的な立場について明確な説明を行い、双方の立場が異なることをもって、日中間係全般に影響を及ぼすことがないよう努力していくことで一致した。」との記述がなされているが、「外相会談」において尖閣諸島の話題が取り上げられることは、いつ、どの様にして決まったのか。

五 四にある尖閣諸島についての「我が国の原則的な立場」とはどのようなものか。

六 我が国が抱える領土問題は竹島と北方領土を巡る問題の二つのみであり、尖閣諸島を巡る領土問題はそもそも存在しないというのが政府の公式な見解であると承知するが、現在も右の見解に変わりはないか。

七 「外相会談」において尖閣諸島について中曽根大臣より言及がなされたことは、あたかも日中間において尖閣諸島が係争化し、同島を巡る領土問題が存在するかの様な誤解を国内外に与え、同島の領有権を狙う中国側をただ利するだけになったのではないか。中曽根大臣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七一第一七五号

平成二十一年三月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十一年二月二十八日から三月一日にかけて行われた日中外相会談に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出平成二十一年二月二十八日から三月一日にかけて行われた日中外相会談に関する質問に対する答弁書

一について

中曽根外務大臣が、今回、外務大臣就任後初めて中国訪問を行い、中国側要人との間で二国間関係にとどまらず、国際社会が直面する問題についても幅広く意見交換を行うことができたことは、有意義であったと考えている。

二及び三について

先の答弁書(平成二十一年一月三十日内閣衆質一七一第一四三三)一について述べたとおり、日中間の東シナ海における大陸棚及び排他的経済水域の境界は未確定であることから、我が国が大陸棚及び排他的経済水域の権原を有している水域で中国側が一時的に資源開発を進めていると疑われる場合には、中国側に対し、そのような開発は認められないとの申入れを行ってきた。かかる取組を踏まえつつ、先の答弁書(平成二十一年一月三十日内閣衆質一七一第一四三三)三から五までについて述べたとおり、政府としては、東シナ海における日中間の協力についての平成二十年六月十八日の合意を実施に移していくことが重要であると考えており、これを中国側に対し求めたものである。

四から七までについて

外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは相手国との関係もあり差し控えたいが、日中外相会談において、中国側より、御指摘の話題が取り上げられたことを受け、中

平成二十一年三月十三日 衆議院会議録第十四号

議長報告

曾根外務大臣より、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している、したがって、尖閣諸島をめぐる中国との間で解決すべき領有権の問題はそもそも存在していないとの我が国の立場に基づいて発言したものであり、御指摘は当たらないと考える。

平成二十一年三月二日提出
質問 第一七六号
社会保障審議会少子化対策特別部会第一次報告に関する質問主意書
提出者 山井 和則

社会保障審議会少子化対策特別部会第一次報告に関する質問主意書

一 新たな保育参入の仕組みにおいて運営費の支払いの時期・方法はどのようなものか。
二 一において何ヶ月かのタイムラグができることしたら、市町村に対して、その資金を持たない事業所へは貸付の義務を設けるなどの指導・調整がされるのか。
三 受給権になると、運営費が、日割り計算もしくは時間割計算になるのか。
四 もし、日割り計算もしくは時間割計算になるならば、障害者自立支援法でもそうであったように、結果として運営費が下がるのではと不安視されているが、現時点ではどのように考えられているか。
五 もし、受給権が通常利用と短時間利用に分けられるとしたら、その境界は何か。
六 通常利用Ⅱ現行制度の保育に欠ける入所児童、短時間利用Ⅱ現行制度の一時保育児童という認識でよいのか。
七 六の認識でよいとすれば、短時間利用者の保育にあたっては一時保育の専用スペース等、保育所保育指針や第三者評価の着眼点に挙げられている現行制度の一時保育の考え方が適用されるという理解でよいのか。

八 七の理解でよい場合、一時保育の環境が整備されている短時間利用者の受け入れ可能な保育所とそうでない保育所に区別されることになるが、そのような理解でよいのか。
九 また、三歳以上児については短時間利用が定期的にあるケースの場合、「毎日通うのが通常であるような保障をしていく」とされているが、三歳未満児についてはどのように考えているのか。

十 三歳未満児(低年齢であるほど)はより養護的・個別的な配慮と安定した保育環境が求められる。三歳以上児に限定されているのは、三歳以上児には幼稚園の観点で言うところの教育があると考え、三歳未満児の処遇を軽視しているからではないか。
十一 待機児童の保護者は入所さえできれば、どの保育所でも良いということではない。人気のある保育所・人気のない保育所が明らかにある。制度が変われば選択肢が広がるような報道がなされている。受給権を持っていたとしても空いている人気のない保育所しか選べず、選択肢が広がるようには考えにくい、いかがか。
十二 もし、選択肢が広がるとしたら新たな事業者の参入しか考えられないが、そのことにより、人気のない保育所が淘汰されることは止む無しという考えか。
十三 自由に企業参入をさせるのではなく、企業が参入する場合は、社会福祉法人格を取得することを要件とすれば、適正な入り口規制になるかと考えるがいかがか。
十四 待機児童のさほど多くない都心部以外の地域や全く現状で問題のない地域が多いにもかかわらず、待機児童の多い限定的一部の地域のために制度のすべてを見直すのは何故か。
十五 政府委員会の中では、「保育所は高コスト」であるような意見が聞かれるが、厚生労働省も同様の考えか。
十六 朝早くから夜遅くまでをカバーしている保育士等は、むしろ処遇が低すぎると感じるが、厚生労働省は、どのような認識なのか。

十七 受給権とパウチャー制の違いは、どこにあるのか。
十八 待機児童対策や多様な保育ニーズに対応するための新たな取り組みについて、民間施設等給与等改善費の算定基礎となる職員平均勤務年数を算出する際、現在その分母は「一日六時間、週四日以上勤務する者(いわゆる常勤者)」とするように規定されているが、例えば保育の実施現員に対して最低基準換算で分母を固定するなど、多様なニーズに対応するための職員については別換算にし、社会的貢献度の高い保育所がやる気を損なわないような、むしろインセンティブが働くような施策についても今回の制度改革と同時に改善するなどの考えはあるか。

内閣衆質一七一第一七六号
平成二十一年三月十日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員山井和則君提出社会保障審議会少子化対策特別部会第一次報告に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員山井和則君提出社会保障審議会少子化対策特別部会第一次報告に関する質問に対する答弁書

一から十まで、十三及び十八について
御指摘の第一次報告(以下「第一次報告」という。)は、あくまでも中間的取りまとめとしての性格を有するものであり、御指摘の運営費、企業参入の在り方等を含め、新たな制度の詳細については、御指摘の部会において、引き続き検討されることになると考える。なお、第一次報告においては、「受給権」という語句は用いられていない。
十一について
利用者の選択肢の拡大については、保育の供給量の拡充と併せ、議論すべきものであると考える。

十二について

利用者の選択肢の拡大のいかんにかかわらず、保育所が良質で利用者のニーズに応える保育に向け努力することは、必要なことであると考え。

十四について

第一次報告においては、御指摘のように「待機児童の多い限定的二部の地域のために制度のすべてを見直す」という趣旨ではなく、すべての子育て家庭への支援の必要性や地域の保育機能の維持等の観点から様々な提言がなされているものと理解している。

十五について

御指摘の意見において、どのような理由で「保育所は高コスト」としているのか明らかではないが、現在の保育所運営費は、保育の実施につき最低基準を維持するために要する費用のみを積算して支弁しているものである。

十六について

厚生労働省としては、保育の質の向上の観点から、保育士の処遇の改善も課題であると考えており、この点については、御指摘の部会において、引き続き検討していただくこととしている。

十七について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、厚生労働省が昨年十二月十六日の御指摘の部会で提示した資料においては、「市場原理に基づく直接契約・パウチャー方式」は、市町村の公的関与を極力なくし、保育の価格についても事業者が自由に設定する等、市場原理にゆだねることにより量の拡充を行うという特徴を有するものとして説明されている。一方、「新たな保育の仕組み」は、市町村が、各種の実施責任を果たすこととし、保育の価格も公定されるという特徴を有するものとして説明されている。なお、第一次報告においては、「受給権」という語句は用いられていない。

平成二十一年三月二日提出
質問 第一七七号

派遣労働者に関する質問主意書

提出者 山井 和則

派遣労働者に関する質問主意書

二月二十七日に厚生労働省が公表した調査結果では、派遣労働者の約八割が契約途中で派遣元から解雇されていることが明らかになった。この調査結果について以下質問する。

一 派遣労働者の八割以上が契約期間中に派遣元から解雇されているが、労働契約法十七条一項違反のケースはあるか。違反を把握している件数は何件か。

二 一において、違反が多いか否か、国はどう認識しているか。

三 一において、違反がないかどうかを厚生労働省のどの部署が監督しているのか。また、違反状況の実態調査は行っているか。行っていないならやるべきではないか。

四 常用型派遣労働者も八割以上が契約途中で派遣元から解雇されているが、契約途中で簡単に解雇されるのであれば、常用型派遣と言えないのではないか。

五 登録型派遣と常用型派遣では、契約期間途中での解雇されにくさについては有意な差はあるのか。

六 今回の調査結果から、常用型派遣は、安定した雇用と言えるか。

七 今回の調査結果から、常用型派遣と登録型派遣の雇用の安定性はどうか異なるのか。登録型派遣より常用型派遣は雇用が安定していると言えるか。

内閣衆質一七一第一七七号
平成二十一年三月十日
衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員山井和則君提出派遣労働者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出派遣労働者に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

労働契約法(平成十九年法律第百二十八号)は労働契約に関する民事的ルールを明らかにするものであり、具体的な事例が同法に違反しているか否かについては裁判所において判断されるものであることから、厚生労働省としては、同法に関する事業主の監督や違反状況についての把握を行う立場にない。なお、同法の趣旨及び内容について、事業主に対する啓発指導を行っているところである。

四について

一般には、派遣元事業主が労働者を常時雇用しておき、その事業活動の一環として、当該労働者を派遣先に派遣するものを「常用型派遣」と呼んでおり、解雇の状況によつて「常用型派遣」か否かを区別しているわけではないと承知している。

五について

お尋ねについては、個々の事例により異なるものであることから、一概にお答えすることは困難である。

六及び七について

御指摘の調査結果は、昨今の厳しい経済状況において労働者派遣契約の中途解除の対象となった労働者の雇用状況等に関するものであり、これを基に、「常用型派遣」と「登録型派遣」の雇用の安定性について、一般的な状況をお答えすることは困難である。

平成二十一年三月二日提出
質問 第一七八号

内閣総理大臣に関する質問主意書

提出者 山井 和則

内閣総理大臣に関する質問主意書
参議院議員は内閣総理大臣になることができるのか。
右質問する。

内閣衆質一七一第一七八号
平成二十一年三月十日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員山井和則君提出内閣総理大臣に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山井和則君提出内閣総理大臣に関する質問に対する答弁書

日本国憲法は、第六十七条第一項前段において「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する」と規定している。